

冬のキャッシュバックキャンペーン助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が、低需要期における山形空港発着路線の安定した利用者を確保し、利用促進を図るため、山形＝札幌（新千歳）便、名古屋（小牧）便及び羽田便（乗継利用に限る）を利用した「おいしい山形空港旅くらぶ（以下「旅くらぶ」という。）」会員に対する助成金を交付することに関して必要な事項を定める。

(助成対象者、対象期間及び助成額)

第2条 助成対象者、対象期間及び助成額等は、次表のとおりとする。

助成対象者	対象期間及び 予約受付期間	助成額及び助成予定数
対象期間内において、山形＝札幌（新千歳）便、名古屋（小牧）便及び羽田便（乗継利用に限る）を有償で個人利用した旅くらぶ会員及びその旅くらぶ会員に同行して、同一便を有償で個人利用した15歳未満の者	【対象期間】 2023年11月27日（月）～ 2023年12月28日（木） 【予約受付期間】 2023年11月20日（月）～ 2023年12月28日（木） ただし、助成予定数に達し次第終了とする。	【助成額】 札幌（新千歳）便、名古屋（小牧）便： 往復@5,000円分／1名 （片道利用であれば、@2,500円分／1名） 羽田便（乗継利用に限る）： 往復@3,000円分／1名 （片道利用であれば、@1,500円分／1名） ※片道利用を1席と換算し、助成対象者1人につき、期間中最大で2席までの助成とする。 ※羽田便の乗継利用については、24時間以内の乗継に限る。 ※無償での搭乗は対象外とする。 ※旅行会社が主催する募集型団体旅行に参加した場合の搭乗は対象外とする。ただし、航空券と宿泊等がセットになったフリープラン商品を利用した場合の搭乗は対象とする。 ※国家公務員及び地方公務員の公務による搭乗は対象外とする。 ※協議会が実施する他の運賃助成との併用はできないものとする。 【助成予定数】 札幌（新千歳）便、名古屋（小牧）便：1,000席 羽田便（乗継利用に限る）：300席

(事前申込)

第3条 助成金の交付を受けようとする旅くらぶ会員（以下「申請者」という。）は、予約受付期間内に、旅くらぶ事務局（山形空港ビル㈱）にインターネットの申請フォームで事前に申込みを行うものとする。

(交付申請)

第4条 申請者は、助成対象となる航空便を利用した後に、インターネットの申請フォームで必要事項を記載し、助成対象者全員分の搭乗が確認できるもの（搭乗証明書、搭乗案内（改札機通過時発行）、各航空会社のカウンターや自動発券機で発行された搭乗券等）の画像データを添付のうえ、旅くらぶ事務局に申請するものとする。

2 前項に掲げる交付申請の期限は、2024年1月19日（金）までとする。

(交付決定)

第5条 申請書を受け付けた旅くらぶ事務局は、内容を確認し適当と認めたときは、申請内容及び申請者の提出した添付資料を取りまとめのうえ協議会に進達する。

2 協議会は、これを審査し適当と認めたときは、交付の決定を行うものとし、交付の決定は、助

成金の支払いをもって代えるものとする。

(助成金の返還)

第6条 協議会は、虚偽の内容その他不正の行為又は過誤等により不当に助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

2 申請者は、前項の規定により返還を命じられた場合は、受領した助成金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年11月20日から施行する。